

閲覧用

令和 7 年 9 月 25 日

第 9 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和7年 第9回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日（木曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第3号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

議案第4号 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

報告第2号 農地現状変更届について

5. 会議概要

午前9時55分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思えます。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和7年第9回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長をお願いしたいと思います。では会長よろしく願います。

○会長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様でございます。稲作専業農家に関しては大変忙しい時期でございますので、今日の会議は議事もスピーディーに進めていきたいと思えますので、ご協力よろしく願います。

○議長 それでは本日の出席でございますが、全員出席しておりますので、農業委員会に関する法律第27条の第3項を満たしており、この総会は成立している事をまずご報告致します。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会会議規則第31条第3項の規定に基づきまして、5番委員の佐藤富男委員と6番の庄司貞良委員により願います。

次に日程第2「会期の決定」でございます。本日1日でよろしいかお諮りします。よろしく願います。（「はい。」の声あり。）

はい、それでは本日1日と決定させていただきます。

続きまして日程第3「議事」に入ります。本日の議事は議案第1号から第4、そして報告となっておりますので、よろしくお願い致します。それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。こちら今日お配りした資料をご覧ください。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・東部地区。申請地と致しましては、大谷字後田。地目台帳及び現況が畑。面積が161㎡。その外7筆ございまして、計田2筆・畑6筆で合計2,885㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により無償贈与する。譲受人当該地を譲り受け、農業経営充実を図る。権利の移転と致しましては所有権移転。対価総額は無償（贈与）です。移転時期と致しましては、令和7年8月30日から令和7年10月1日になります。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

- 議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。
- 小笠原良一委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な畑作・稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は地域のまとめ役としても活躍されており、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願い致します。（「ありません。」の声あり。）
- はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第1号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）
- はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。
- 次に進行番号2を上程致します。事務局説明をお願い致します。
- 事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。こちら、賃貸人を譲渡人、賃借人を譲受人と訂正願います。申請地と致しまして、堤字五瀬。地目台帳及び現況が畑となっております。面積は684㎡です。その外2筆ございまして、畑3筆計2,658㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該地を譲り受け農業経営の充実を図る。権利の移転と致しましては、所有権移転です。対価総額は30万円、10アール当たり11万2867円。移転の時期と致しましては許可後です。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。
- 事務局係長 すいません、補足で説明させていただきます。こちら譲受人の経営状況で牛1,000頭という所で、先日鈴木勉委員から問い合わせがあった息子に売ったって部分ですが、こちら世帯の方で見ていた部分でございますので、間違いなく1,000頭です。
- 鈴木勉委員 世帯で見ているんだ。
- 事務局係長 世帯で見ているので1,000頭として挙げさせて頂いております。以上です。
- 議長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。
- 長山務委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を耕作しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は野菜などで、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受

けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題個所はないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。はい、角田委員。

○角田真由美委員 はい。ちょっと小耳に挟んだのだと、その譲受人の実家に当たる方の居宅も一緒に買って、そこにデイサービスみたいなそういう事業をしたいって話を聞いていて、農業の充実なのかと言われるとその家の周り全てなので、「果たして農業をするための土地取得なのかな？」って今ちょっと疑問に思っているところはありますけど、「農業」って言っているのですよね？

○議長 長 はい、事務局。

○事務局係長 農業として申請は頂いております。

○角田真由美委員 小耳に挟んだだけなので、一応頭の隅に置いておいてください。

○議長 長 はい、そういう話があったという事で事務局。

○事務局係長 はい、かしこまりました。

○議長 長 はい、その他に何かございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい。なかったらこれから第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号3を上程致します。また譲受人が同じですので、進行番号4から6も併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字台部。地目台帳及び現況が田。面積が4,802㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該地を譲り受け農業経営の充実を図る。権利の移転と致しましては所有権移転です。対価総額が240万円、10アール当たり50万円です。移転時期は許可後になります。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。

続けて進行番号4・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字台部。地目台帳及び現況が田です。面積が1,851㎡。理由の所は同じですので省略させていただきます。権利の移転の方もこちら省略させていただきます。対価総額が93万円、10アール当たり50万2431円になります。その他譲受人の経営状況も省略させていただきます。

続きまして進行番号5・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字台部。地目台帳及び現況が田。面積が397㎡です。その外2筆ございまして、田3筆計1,164㎡です。理由の方も省略させていただきます。対価総額の方がこちら41万円、10アール当たり35万2234円です。経営状況の方も省略させていただきます。

最後に進行番号6・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字台部。地目台帳及び現況が田です。面積が3,213㎡です。その外2筆ございまして、田3筆で計4,102㎡です。理由の方と権利の移転は同じですので省略させていただきます。対価総額が196万円、10アール当たり47万8000円です。経営状況の方も省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えと言いたいところですが、記載の通り実際にはトラクター以外田植機等々の設備は持っておらず、実際に追加申請という事で、その辺の機器は宮城ヤンマー商会からのレンタルで、田植えとか収穫用コンバイン等々はレンタルするという申請がなされております。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います？クエスチョンです。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人からは白石農業委員会から実際に畑は約8畝分・田んぼは1反分。角田でも経営しており、田んぼが約1反分経営しているという「耕作面積証明書」が申請されております。ちょっと色々問題はありますが、皆様ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員から説明がございました。質疑のある方は挙手をお願い致します。はい、松井委員。

○松井誠子委員 はい、すいません。今この出ている案件の場所ではないですが、この近くで太陽光発電の会社の方が周ったそうなので、その案件がいつ挙がるのかなと思って3・4か月いました。そこの土地は含まれていませんが、手前の田畑ということなので、耕作証明書出ているとはおっしゃっていますけど、もし作ったとしても「何か組んでいるじゃないかな？」という疑念は、この案件を見て思いました。

○議長 長 はい、では事務局説明。

○事務局係長 はい。今の部分について回答させていただきますと、確かに譲受人は会社を経営しておりますが、農地転用が容易に可能な方ではありますが、お話を聞いたところ「ちょっとここは地盤が弱い。」という事で太陽光も出来ない。そのため今回は3条で営農するという事で、申請頂いております。こちらの方からも「最低3年耕作しないと3条違反、農地法違反になりますよ。」とは口酸っぱく伝えている状態ではございます。

○議長 長 はい、佐藤富男さん。

○佐藤富男委員 現状104-2と104-6、あと104-7は耕作されているかと思いますが、あとは耕作放棄地で毎年挙がってきて、どの色にするか検討していた所なので、本当にやるのかなとは思います。

○議長 長 はい、事務局。

○事務局係長 はい、本人からの申請としては、今まで田んぼをやったこなかった放棄地につきましては、作目としてカボチャを植えると追加申立書で出ております。

○議長 長 はい、角田委員。

○角田真由美委員 はい。この104-2・104-6・104-7、この辺はいま稲作をしている所だと思いますけど、その他の所はイノシシが物凄くてカボチャを植えてもカボチャにならないし、米を植えたとしても、この近くの所は無理無理ポンプで揚げて水を掛けている様な状態なので、この上の方まで絶対水無理だし、天水に頼っていて結局一番上の人も作れなくて、耕作放棄地になった状態なので、「農業をするって耕作をするっていう事は、果たして可能なのか

どうか？」ってところで疑問点が多すぎますし、前にも色々やらかしているんで、ちょっとその辺は疑問かなって思うところはあります。

○議長 はい、それでは事務局。

○事務局係長 はい。そちらに関して、水が揚がる・イノシシが出る部分は、ちょっと確認していなかったところではあるので、もし許可ができれば、後に説明させて頂きたいところですけど、そこは審議して頂いて。

○事務局次長 すいません、補足です。譲受人の方に3年という縛りの部分は伝えてありますので、あとは農業委員会の事務局の方で注意して見ていくという所と、指導の部分でやっていくしかないのかなって、一応書類上的には他自治体の耕作証明等も出ていますので、やむを得ない状況なのかなってところがありますので、あとは今後の縛りの部分と、ちょっと言葉は悪いですけど監視という様な感じで、事務局の方でも見ていくしかないのかなと思ってるところです。

○議長 はい、鈴木委員。

○鈴木勉委員 はい。あとあそこは柳とか生えているので、それは即伐採する様に言っておいて。指導、そういう風な指導は絶対してね。草は生えているし、柳はあるし、そういう風な指導をして、ちゃんとビシッとやってください。そうじゃないと甘いって言われる。甘すぎるから。

○議長 そういった意見が出ていますので、私からも一言言わせてもらおうと実はこの一部104-2 かな。この近くで私も実際に田んぼを作っていました。ただ大変酷い所だったので私も止めました。この地区はかなり酷い所で、例えば譲受人が色々農業の充実を図るって事務局が言った様にカボチャとか作るのはいいいけど、してもらった方が本当はいいのね。ただそういう申請をされれば、許可をもらってそのあとに色々な事を考えていくのだろうけども、今回許可をするというよりも、実際に様子を見てそれから許可しても遅くはない様な気がしますけど、皆さんはどうしたらいいと思いますか？申請を出されたから許可するって。はい、角田委員。

○角田真由美委員 許可出来ないように出来ないから、結局許可で初めて動いて違反したら注意っていう事しか出来ないから。

○議長 この地区は担当誰だったっけ？

○角田真由美委員 利弘さん。

○議長 私もそっちの方には行くけども、見回りしてもらってね。

○事務局係長 何かあれば直ぐに事務局に言ってもらって。

○鈴木勉委員 土地購入の仕方を農地経営拡大だかいう風な理由じゃなくて、農地から何かにするのであれば、その目的の買収でやればいいの。

○事務局次長 そうですね。それが不思議です。

○議長 はい、鎌田委員。

○鎌田美智雄委員 ちなみにさっき事務局で3年の縛りって言ったよね？その3年という俺もよく分からないけど、3年縛りって意味はどっから？

○議長 はい、大宮さん。

○中間管理事業マネージャー 農地法3条で定められています。農業として経営する最低期間が3年となっています。

○鎌田美智雄委員 それを5年に延ばすとか？

○事務局次長 そこはちょっと、うちらだけではどうにも。

○会長職務代理者 間違いなくこれは何かに変わる。多分太陽光じゃないか。

○角田真由美委員 「イノシシが来て作物がみんなやられて、どうしても農地にはならないので、もう別なのに切り替えたい。」っていう風に持って行く気がしないでもない。

○事務局次長 その場合でも農転の申請は今度必要になってくるので、あと値段も結構高い金額で買っているなって、何か歯切れ悪くてすいません。

○議 長 あの地区から見たら、こういう高額で買ってもらえるって事は、多分地主さんは喜んでいられるかもしれないですけどね。だから申請を出されたから許可しないわけにもいかない。色々この案件に関しては難しいかもしれないですけども、委員さんの特に担当委員さんの見回りとかみんなですりやうの注意してやっていったら、よろしいのではないかなと思いますので、賛否を取りたいと思います。皆さんの方から色々質疑がありましたけれども、これから採決を致します。第1号議案の進行番号3から6について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。

○角田真由美委員 これじゃだめだね。

○鈴木勉委員 条件付きだよ。やる様な条件を付けてやらないと許可は出来ないよって事で。

○議 長 そうですね。事務局そういう事で、条件を付けて。

○事務局係長 間違いなく耕作するように。はい、分かりました。

○議 長 そういう事にしましょう。

○会長職務代理者 どういう条件を付けるの？

○議 長 管理か？

○事務局次長 まずその3年間耕作という部分と、あとは営農出来る様に先ほど言った除草等条件を整えるという所ですね。

○議 長 きちっとやっているかどうかね。

○事務局係長 まず期間を定めて草刈りを着手する条件と3年耕作を条件に。

○議 長 それを連絡する様にね。

○事務局係長 それを加えての許可ですね。

○議 長 それでは条件付きで許可をする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。) はい、ではそういう事で条件付きの許可ね。

○事務局係長 はい、分かりました。

○議 長 一つよろしく願います。ありがとうございました。

次に進行番号7を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号7・東部・西部地区。申請地と致しまして、小山田字鴻ノ巣。地目台帳及び現況が田です。面積が25㎡です。その外28筆ございまして、田17筆・畑12筆計16,820㎡。理由と致しまして、譲渡人耕作不能のため息子に贈与する。譲受人当該地を譲り受け新規営農する。権利の移転と致しまして所有権移転。対価総額は無償(贈与)です。移転時期は許可後になります。譲渡人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲渡人は、事務局説明の通りの農地を経営しておりましたが、耕作不能になり息子に全て贈与する事になりますので問題はありません。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。譲られる農地を効率的に利用できると思います。周辺地域にも支障はありません。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はありませんので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。質疑のある方の挙手を求めます。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

なしという事で、これから採決を致します。第1号議案の進行番号7について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・東部地区です。こちらですが譲受人と譲渡人が逆でした。大変失礼致しました。申請地と致しまして、字中の倉。地目台帳及び現況が田です。面積626㎡です。理由と致しまして、譲受人相手方要望により売り渡す。譲渡人当該土地を譲り受け、駐車場として利用する。権利の別と致しまして所有権移転です。転用の目的及び施設概要と致しまして、駐車場5台分です。工事期間と致しましては許可日から令和7年12月30日です。農地区分が第3種農地となっております。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、小笠原委員

○小笠原良一委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を生じさせる恐れがあるか。場所はJR東北本線北側大成運輸駐車場の隣接地であり、平坦で問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑は点在していますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

ございませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、字広表。地目台帳及び現況が畑。面積が 410 m²です。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。移転の別と致しまして所有権移転です。転用目的の施設概要と致しまして居宅 59.46 m²、駐車場 4 台分です。工事期間と致しましては、令和 7 年 11 月 11 日から令和 8 年 10 月 31 日です。農地区分は第 3 種農地となっております。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表の貯水池の近くのある畑で、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ございませんという事で第 2 号議案・進行番号 2 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第 3 号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 1 項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」を上程致します。また賃貸人が同じですので、進行番号 1 から 24 及び関連のある報告事項も併せて上程致しますので、事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、こちらですが「農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 1 項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」について、進行番号 1 から 24 につきましては同耕作者の再設定案件ですので、事前にお配りしている事から省略させていただきます。また報告第 1 号の「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号 2 から 3 も関連のある報告事項となっておりますので、こちらも省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。再設定でございますけれども、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事できる事について問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。必要な農作業に常時従事できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は麦や大豆で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲だと思えます。また周辺にはほ場が整備されている地区もありますが、一般的な耕作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。

以上の要件から、今回の促進計画案は地域計画の達成に資すると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。続いて加藤委員ですか？お願いします。

○加藤照男委員 はい。調査内容につきましては、ただ今の鈴木委員と同じであります。意見も同じでありますので、省略させていただきます。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま両担当委員から説明が終わりました。皆様の方から質疑のある方は挙手をお願い致します。ないですか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、質疑なしと認めます。これからお諮りします。第3号議案・進行番号1から24について、賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号25を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号25・西部地区。利用権を受ける土地と致しまして、字西。地目台帳及び現況が田。面積が1,028㎡。その外3筆ございまして田4筆4,112㎡。利用権の設定と致しまして賃借権設定。内容と致しましては水田利活用。借賃支払い方法ですが、金納反当10,000円になります。存続期間は令和7年12月1日から令和17年11月30日の10年間になります。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は事務局説明の農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。必要な農作業に常時従事できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺の作目も稲作なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画は、地域計画の達成に資すると認められると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方はございせんか？（「ありません。」の声あり。）

はい、ありませんという事で質疑なしと認めます。これから採決を致します。第3号議案・進行番号25について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号26を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号26・金ヶ瀬地区。利用権を受ける土地と致しまして、金ヶ瀬字新紙敷77。地目台帳及び現況が田。面積が11,311㎡です。利用権の種類と致しまして賃借権設定。内容は水田利活用。借賃支払い方法と致しまして、金納担当13,000円。存続期間と致しまして、令和7年12月1日から令和17年11月30日の10年間になります。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。再設定の案件になります。以上です

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事できる事について問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。必要な農作業に常時従事できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備されている地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画は、地域計画の達成に期すると認められると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。はい、角田委員。

○角田真由美委員 すみません、トラクター3台にしてください。

○中間管理事業マネージャー 農地台帳の方直しておきます。

○議長 はい、ありがとうございます。その他ございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい。ないという事でございますので、これから採決を致します。第3号議案・進行番号26について、許可相当とし農地中間管理機構に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号27に入りますけれども、私に関連がありますので、進行を庄司会長職務代理者に交代致します。お願いします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。進行番号27を上程します。また賃借人が同じですので、進行番号28及び関連のある報告事項も併せて上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい、進行番号27・西部地区。該当地と致しまして、字西。地目台帳及び現況が田。面積が1,024㎡です。その外1筆ございまして、田2筆合計2,048㎡となっております。利用権の種類と内容に致しましては、先ほどと一緒にしますので省略させていただきます。借賃支払い方法ですが金納反当10,000円です。存続期間はこちら一緒にしますので省略させていただきます。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。再設定の案件となります。以上です。

続きまして進行番号28・金ヶ瀬地区。該当地と致しまして、金ヶ瀬字新横町。地目台帳及び現況が田。面積が3,781㎡となっております。その外4筆ございまして、田5筆計5,596㎡です。その他全て進行番号27番と一緒にしますので省略させていただきます。

続きまして報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号4・金ヶ瀬地区。該当地と致しまして、堤字車堂。地目台帳及び現況が田。面積が1,196㎡となっております。その他10筆ございまして、田9筆、畑2筆で面積の合計が3,402㎡です。農地法第18条第1項の但し書きに該当する理由が、双方の合意により解約する。土地の引き渡し時期が令和7年11月30日となっております。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願いします。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、譲り受け人は必要な農作業に常時従事できるか。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事できる事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。必要な農作業に常時従事できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺の作目も稲作なので、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画は、地域計画の達成に資すると認められると考えます。皆さんのご審議方よろしくお願い致します。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。もう一人長山務委員。

○長山務委員 はい、先ほどと同じですので省略させていただきます。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。質疑に入ります。質疑のある方ございませんか？（「なし。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第3号議案進行番号27・28について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。第3号議案・進行番号27・28は許可相当とし、中間管理機構に進達する事に致します。以上です。進行を変えます。（会長、着席。）

○議長 長 はい、ありがとうございました。

進行を変えて、第4号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1を上程します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第4号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1・東部地区。申請地と致しまして、大谷字一軒地。地目台帳が畑、現況が宅地となっております。面積が885㎡です。非農地となった時期が平成11年頃。申請人理由が、当該地は平成11年頃からみやぎの酪農農業協同組合倉庫への貸駐車場となっており、願出人が平成23年に相続により取得したが、砂利敷の駐車場となっているため農地として復元する事は困難である。農地法の適用、「農地法関係事務処理の手引き（令和7年6月宮城県農業会議作成）」「105ページ、非農地証明、3.証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実体が、真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当となっております。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山恵委員 はい。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。申請地は登記地目が畑で、現況が宅地となっています。平成11年頃から耕作されておらず、みやぎの酪農農業組合倉庫への貸駐車場として利用されています。2、再び農地として利用される可能性がないか。既に26年程経過し、現在も貸駐車場として利用されている事から、農地に復元される事はないと思います。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。平成11年頃から貸駐車場と利用され、平成23年頃に砂利敷の駐車場に整備されている事から、非農地になった事はやむを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。非農地になった経緯及び

20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願いします。ございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい。ないという事でございますので、これから採決を致します。第4号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。はい、事務局の方から。

○事務局係長 はい。訂正だったのですが、こちらのページの下の提出の日付、こちら9月25日が正しかったので、8月27日から訂正をして頂ければと思います。以上です。

○議 長 次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1・西部地区・東部地区。当該地と致しまして、字西。地目台帳及び現況が田。面積が411㎡です。その外6筆ございまして、田7筆計5,772㎡です。農地法第18条第1項の但し書きに該当する理由と致しまして、双方の合意により解約する。土地の引き渡し時期と致しましては、令和7年8月21日となっております。以上です。

○議 長 はい、事務局から補足です。

○事務局係長 はい、補足説明させていただきます。こちら6月に所有権移転という事で、促進計画の移転決定した案件となっております。その合意解約です。こちらが県の方から8月22日付で、所有者からみやぎ中間管理機構の公社の方へ所有権移転の公告がございましたので、そちらの日付と合わせて8月21日で合意解約したものとなっております。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございました。皆さんの方から質疑はございますか？（「なし。」の声あり。）

なかったら質疑なしと認めまして、これで報告第1号の進行番号1を終わります。ありがとうございます。

次に報告第2号「農地現状変更届について」進行番号1を上程致します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。報告第2号「農地現状変更届について」進行番号1・金ヶ瀬地区。該当地と致しまして、金ヶ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況が田。面積が1,080㎡です。届出年月日が令和7年9月5日になります。現状変更の理由と致しまして、当該土地について、隣地の畑と高さを合わせるためという事ですが、先ほど本人がいらっしまして「50cmほど上げる。」という事でしたので、ここ0.2mから0.5mに訂正をお願い致します。盛土を行い畑として活用する。以上です。

○議 長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ないという事でございますので、これで報告第2号の進行番号1を終わります。

次に進行番号2を上程致します。よろしくお願ひします。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。当該地と致しまして、福田字堀内。地目台帳及び現況が畑です。面積が337㎡。その外1筆ございまして、畑2筆計437㎡です。届出年月日が令

和7年9月12日になります。現状変更の理由と致しまして、当該土地について、傾斜地となっており耕作至便のため、170㎡盛土を行い、畑として活用する。以上になります。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。これもございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これで報告第2号を終わりたいと思います。

以上を持ちまして本日の案件は全て終了しました。大変お疲れ様でした。これで終わります。

○事務局長 はい、会長お疲れ様でございました。それでは最後に庄司会長職務代理者より閉会の挨拶をお願い致します。

○会長職務代理者 はい、ご苦勞様でございます。会議を終わります。
（「お疲れ様でした。」の声あり。）

午前11時09分 閉会

令和7年9月25日の会議録署名委員

議 長 長 山 清 市



署名委員（5番委員） 佐 藤 富 男



署名委員（6番委員） 庄 司 貞 良



令和7年9月 第9回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）